

IV 子ども健康相談士資格者研修及び資格更新細則

本細則は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）資格認定委員会規約Ⅱの3.の3）（2）に基づいて、子ども健康相談士を取得した者が、その資格を維持更新するために必要な枠組みを定めるものである。

1.目的

子ども健康相談士は発展進化を続けている資格である。このため、子ども健康相談士を有する者（以下「子ども健康相談士資格者」という。）は、資格取得後も継続して子ども健康相談士の発展進化に寄与し、またさらなる資質向上に努める義務を負うものである。本細則は、その最低限の継続した研修の枠組みを示すために設けられる。

2.継続研修の義務づけ

子ども健康相談士資格者は、健康相談・健康相談活動を実践するものとしての資質の維持向上を図るため、資格取得後もその更新時期までに以下の要項に従った研修を継続して積まなければならない。

3.更新期間

前項の研修義務履行のため、その資格認定を受けた年度より 5 年目の年度末日までに、次項に従った研修を継続して行わなければならない。

4.研修会等への参加

子ども健康相談士資格者は、更新までに、本学会夏季セミナーや学術集会等に、初級および中級は 3 回以上、上級は 5 回以上参加していること。

5.発表・出版（上級のみ）

本学会または資格認定委員会が認定するその他の学術集会や学術大会の研修会において、健康相談・健康相談活動に関する論文発表また著作物の出版（いずれも筆頭者や単著であること）を行った場合は、1 回とみなす。ただし、口頭・ポスター発表については一発表につき 1/2 回とみなす。

6.資格更新手続き

子ども健康相談士資格者は、資格更新時には少なくとも本細則に示された研修経験を積んでいなければならない。

子ども健康相談士資格者でその資格更新を希望する者は、資格認定委員会が別に定める手続きに従って、その資格を更新しなければならない。特別な事情がある場合は、この限りではない。詳しくは認定委員会に問い合わせる。

7.附則

本細則は 2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。